

脳脊髄液減少症の診断・治療の確立を求める意見書

脳脊髄液減少症は、交通事故やスポーツ外傷等の身体への強い衝撃が原因で、脳脊髄液が漏れ、減少することによって引き起こされ、頭痛、めまい、耳鳴り、倦怠感等、多種多様な症状が複合的にあらわれるという特徴を持っている。

平成 22 年 4 月、厚生労働省から、本症とわかる前の検査費用は保険適用との事務連絡が出された。これは、本来、検査費用は保険適用であるはずのものが、地域によって対応が異なっていたため、それを是正するため出されたものである。このことは患者にとって朗報であった。しかし、本症の治療に有効なブラッドパッチ療法についてははまだ保険適用されず、高額な医療費負担に、患者及びその家族は依然として厳しい環境に置かれている。

平成 19 年度から開始された「脳脊髄液減少症の診断・治療の確立に関する研究」事業（当初 3 年間）は、症例数において中間目標 100 症例達成のため、本年度も事業を継続して行い、平成 22 年 8 月に遂に中間目標数を達成した。今後は、収集した症例から基礎データをまとめ、診断基準を示すための作業を速やかに行い、平成 22 年度中に診断基準を定めるべきである。そして、平成 23 年度には、診療指針（ガイドライン）の策定及びブラッドパッチ療法の治療法としての確立を図り、早期に保険適用とすべきである。また、本症の治療に用いられるブラッドパッチ療法を、学校災害共済、労働災害保険、自賠責保険等の対象とすべきである。

よって、国におかれては、脳脊髄液減少症の診断及び治療の確立を早期に実現されるよう、下記事項について強く要望する。

記

- 1 「脳脊髄液減少症の診断・治療の確立に関する研究」事業においては、症例数において中間目標（100 症例）が達成されたため、本年度中に脳脊髄液減少症の診断基準を定めること。
 - 2 「脳脊髄液減少症の診断・治療の確立に関する研究」事業においては、平成 23 年度ブラッドパッチ治療を含めた診療指針（ガイドライン）を策定し、ブラッドパッチ療法（自家血硬膜外注入）を脳脊髄液減少症の治療法として確立し、早期に保険適用とすること。
 - 3 脳脊髄液減少症の治療（ブラッドパッチ療法等）を、災害共済給付制度、労働者災害補償保険、自動車損害賠償責任保険の対象に速やかに加えること。
- 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 22 年 12 月 17 日

熊本県議会議長 小杉 直

衆議院議長	横路孝弘様
参議院議長	西岡武夫様
内閣総理大臣	菅直人様
総務大臣	片山善博様
文部科学大臣	高木義明様
厚生労働大臣	細川律夫様
国土交通大臣	馬淵澄夫様